

浜谷養蜂場こと浜谷 勝正に対する食品表示法に基づく指示について

平成27年5月28日
環境生活部くらし安全局消費者安全課

北海道は、平成27年5月27日付けで、浜谷養蜂場こと浜谷勝正（小樽市）に対して、食品表示法第6条第1項の規定に基づき指示を行いましたので、その内容について公表します。

1 事業者の概要

- (1) 氏名：浜谷養蜂場こと 浜谷勝正（以下「浜谷養蜂場」という。）
- (2) 住所：小樽市忍路2丁目207番地1
- (3) 事業内容：農産物の生産・販売、はちみつの製造・販売

2 北海道が確認した食品表示法違反行為

仕入れた精製はちみつを小分けした商品である「忍路のハチミツ」について、仕入れ先から原料原産地について伝達されていないにもかかわらず、根拠なく、ラベルに「国産精製はちみつ」及び「忍路の山野に咲くいろいろな花から集めた蜂蜜〔原文ママ〕をまとめて精製しました。」と表示し、少なくとも平成26年6月1日から平成26年11月2日までの間に828kgを一般消費者向けとして小売業者等に販売するとともに、直接一般消費者に販売した。

※ 実際には仕入れた精製はちみつの原料原産地は概ね外国産であった。

3 食品表示法に基づく措置

浜谷養蜂場が行った行為は、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という）第4条第1項の規定による食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされている表示の基準である法附則第6条の規定による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項及び第2項の規定による品質に関する表示の基準のうち加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第6条第3号（内容物を誤認させるような表示の禁止）に、違反するものです。

よって、北海道は、浜谷養蜂場に対し、平成27年5月27日付けで食品表示法第6条第1項の規定に基づき指示を行いました。

4 指示の内容

- (1) 浜谷養蜂場が製造・販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 浜谷養蜂場が販売した食品の一部について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、浜谷養蜂場自身に、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認とその管理方法に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、浜谷養蜂場が食品表示に関する責任を有する者であることを自覚し、食品表示制度に関する正しい法律の習得方法や販売する食品の品質表示のチェック方法の確立等の再発防止対策等を実施するとともに、当該対策により習得した知識やチェック方法が有効であるかどうかを定期的に確認し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、浜谷養蜂場が販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) (1)から(3)までに基づき講じた措置について、平成27年6月29日までに北海道知事あて提出すること。

問い合わせ先
環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
TEL011-231-4111（代表）（内線24-515）
011-204-5216（直通）

(参考)

関係法令抜粋

●食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

（食品表示基準の策定等）

第 4 条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- 一 名称、アレルギー（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

（指示等）

第 6 条 食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第 1 項第 2 号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

（公表）

第 7 条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

附則

第 6 条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）の一部を次のように改正する。

●食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）

附則

（経過措置）

第3条 この府令の施行前にした表示に係る表示の基準の適用については、なお従前の例による。

第4条 この府令の施行の日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び添加物（業務用添加物を除く。）並びに同日までに販売される業務用加工食品及び業務用添加物の表示については、第2章及び第4章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第5条 この府令の施行の日から平成28年9月30日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、第三章の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

●農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）
（製造業者等が守るべき表示の基準）

第19条の13 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

●加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示513号)

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

（1）、（2）略

（3） その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（4）略